平成２５年（フ）第６６号
青森県つがる市木造千代町62番地10
破産者　佐藤　敏春
1　決定年月日　平成26年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２５年（フ）第３７９号
茨城県小美玉市川戸337―３　山義ハイツⅡ棟２階２号室、住民票上の住所茨城県東茨城郡茨城町大字上石崎4365番地３
破産者　熊田　弘美（旧姓蝦名）
1　決定年月日　平成26年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第３８０号
静岡県伊東市十足615番地の144
破産者　西　　徹夫
1　決定年月日　平成26年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第５４号
愛知県名古屋市西区八筋町260番地第三平松ビル702、従前の住所愛知県稲沢市平和町下起中97番地２
破産者　伊藤　徳彦
1　決定年月日　平成26年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第５６号
愛知県稲沢市平和町西光坊新町58番地
破産者　伊藤　和彦
1　決定年月日　平成26年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第３３号
愛知県一宮市公園通４丁目40番地　田中ビル301号
破産者　木村　清隆
1　決定年月日　平成26年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第１５号
愛知県半田市瑞穂町２丁目３番地の22　イーストタウン305号、前住所愛知県半田市瑞穂町２丁目６番地の27　ハートヒルズ半田瑞穂305号
破産者　中津　　茂
1　決定年月日　平成26年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第９９号
愛知県岡崎市鴨田町字北魂場77番地15
破産者　新屋雄一郎
1　決定年月日　平成26年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第３６８号
愛知県岡崎市美合町字地蔵野１番地111　市営平地荘４―305
破産者　井上　京子
1　決定年月日　平成26年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第４０７号
広島市東区福田７丁目18番26号
破産者　角　　正和
1　決定年月日　平成26年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１６８号
長崎県長崎市夫婦川町７番29号
破産者　樋口　陽介
1　決定年月日　平成26年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２９７号
鹿児島市谷山中央４丁目4916番地　コンフォート松田305号、開始決定時の住所宮崎市城ケ崎２丁目１番地29
破産者　中田　雅信
1　決定年月日　平成26年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１８４号
宮崎市東大淀１丁目１番16号　ライトコート105号
破産者　梅田　一美（旧姓石川）
1　決定年月日　平成26年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第２０２号
宮崎市吉村町下り松甲2457番地２　第２横山ビル303号
破産者　松山たまえ
1　決定年月日　平成26年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第５８号
鹿児島県薩摩川内市永利町4367番地12
破産者　野間口喜代子
1　決定年月日　平成26年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２５年（フ）第１９４号
埼玉県吉川市吉川団地５番７号504、開始決定時の住所埼玉県加須市久下1684番地３
破産者　青木　元春
1　決定年月日　平成26年２月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第２９３号
福島県喜多方市山都町早稲谷字本村384番地、破産手続開始決定時の住所神奈川県厚木市妻田西３丁目24番17号
破産者　安部　　孝
1　決定年月日　平成26年２月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第１０３６号
名古屋市守山区幸心１丁目920番地　シャトー幸心305
破産者　加藤　信治
1　決定年月日　平成26年２月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部